

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により、次の地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を策定した。

計画書は大冊のため省略し、その計画書は、関係（総合）振興局産業振興部水産課に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、同条第4項の規定により実施した計画（案）の縦覧に際し、提出された意見は次のとおりである。

平成30年7月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 計画地区及び縦覧場所

1) 地区名 : オホーツク枝幸、オホーツク枝幸北、浜鬼志別、知来別

縦覧場所 : 北海道宗谷総合振興局産業振興部水産課
(097-8558 北海道稚内市末広4丁目2-27 電話番号 0162-33-2945)

2) 地区名 : 床潭

縦覧場所 : 北海道釧路総合振興局産業振興部水産課
(085-8588 北海道釧路市浦見2丁目2番54号 電話番号 0154-43-9212)

3) 地区名 : 尾岱沼

縦覧場所 : 北海道根室振興局産業振興部水産課
(087-8588 北海道根室市常盤町3丁目28番地 電話番号 0153-23-6852)

4) 地区名 : 沢木

縦覧場所 : 北海道オホーツク総合振興局産業振興部水産課
(093-8585 北海道網走市北7条西3丁目 電話番号 0152-41-0657)

計7地区

2 計画（案）に関する意見

いずれの地区も該当なし